

西区会計年度任用職員

（こども家庭支援課 保育・教育コンシェルジュ）を募集します！

1 業務内容	<p>(1)区役所窓口や電話、出張先での市民の保育サービス等の利用に関する相談、情報提供 (2)保護者のニーズや状況に合った寄り添う支援 (3)利用申込みをした保護者に対する、保護者の意向や状況の把握 (4)保育サービス等の利用に関する情報の収集、整理、共有、広報、分析等 (5)関係会議等への参加 (6)相談記録の作成 (7)利用者支援事業に伴う地域子育て支援拠点との連携業務 (8)(1)の他、保育・教育施設・事業等の利用に関すること (9)その他、保育サービス等に関する事務 ※その他、大規模災害発生時における災害対応業務（基本的に補助的な業務で、勤務時間内のみ）</p>
2 応募要件	<p>以下の全ての要件を満たす方 (1) 保育に関心があり、子育て中の方を応援したいという意欲のある方 (2) 電話・窓口対応ができること (3) パソコン（ワード、エクセル程度）の操作ができること</p>
3 欠格事項	<p>地方公務員法第 16 条に定める採用に関する欠格事由に該当する場合には、会計年度任用職員の任用を行うことができません。</p> <p>(1)禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)横浜市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者 (3)人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第 5 章に規定する罪を犯し刑に処せられた者 (4)日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 (5)民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により、従前の例によることとされる者</p>
4 募集人数	若干名
5 身分	地方公務員法第 22 条の 2 に定める会計年度任用職員
6 任用期間	<p>令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日 ※上記の任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合、かつ勤務成績が良好である場合、公募によらず再度任用する場合があります。（最大 4 回）</p>
7 勤務日 及び勤務時間	<p>(1) 8 時 45 分から 17 時 15 分まで（昼休憩時間 1 時間含む） (2) 週 4 日（月曜日から金曜日のうち指定する 4 日間）勤務 ※土曜日、日曜日、国民の祝日、1 月 1 日、1 月 2 日、1 月 3 日、12 月 29 日、12 月 30 日及び 12 月</p>

	31 日を除く
8 勤務場所	西区福祉保健センターこども家庭支援課 横浜市西区中央1丁目5番10号 最寄り駅：京浜急行 戸部駅（徒歩8分）、相模鉄道 平沼橋駅（徒歩10分）
9 報酬等	(1) 月額 178,000 円（令和6年11月時点実績額。制度改正等により、金額は変更になる可能性があります。） (2) 期末手当、勤勉手当、通勤費用（実費相当額、上限あり）を別途支給 (3) 社会保険（健康保険（横浜市職員共済組合）、厚生年金保険、雇用保険）に加入 その他勤務条件等は横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます。
10 休暇等	年次休暇等 ※横浜市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則に基づきます。
11 応募方法	「15 申込み・問合せ先」まで必要書類を提出してください。 (1) 提出書類 ① 会計年度任用職員申込書（第1号様式） ② 作文（テーマは作文用紙内に記載） ※様式はホームページよりダウンロード、又は区役所窓口でもお渡しします https://www.city.yokohama.lg.jp/nishi/kusei/saiyo/hoikuconcierge2025.html (2) 受付期間 令和6年12月18日（水）から令和6年12月24日（火）17時まで （郵送の場合は令和6年12月24日（火）【必着】） ※郵送の記録を残したい場合は、特定記録郵便等の方法があります。
12 選考内容	(1) 選考方法（書類及び面接） 面接日：令和7年1月中旬 (2) 選考結果通知 令和7年1月下旬以降発送予定 合格者は、申込書類及び面接の結果を総合して決定します。 ※選考の結果は、合否に関わらず、受験者全員に文書で通知します。 ※選考の結果についての電話でのお問い合わせには応じられません。
13 健康診断	合格された方は、神奈川県予防医学協会にて健康診断を受診していただきます。（詳細は別途通知します。）
14 その他	(1) 提出された書類およびそれに記載された個人情報は、今回の募集・採用の目的にのみを使用し、該当書類の行政文書としての保存期間が満了した後、速やかに廃棄します。ただし、採用された方の個人情報については、任用期間中も雇用管理の目的で使用するものとし、任用終了後は、同様に保存期間が満了した後、速やかに廃棄します。 (2) 令和7年度予算が横浜市議会において議決されなかった場合は、選考に合格していても採用されないことがあります。

15 申込み・ 問合せ先	〒220-0051 横浜市西区中央1丁目5番10号 西区こども家庭支援課「会計年度任用職員（保育・教育コンシェルジュ）」担当 電話 045-320-8468 FAX 045-322-9875
-----------------	---